

一般競争入札（総合評価方式）の実施に係る掲示【再公募】
（電子入札対象案件）

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

なお、本件は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

平成30年5月28日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 西村 志郎

1 業務概要

(1) 業務名 平成30年度団地再生事業化検討業務

(2) 業務内容

主な業務内容は団地再生事業に関する以下の項目である。

- 1) 現況課題抽出と整理
- 2) 移転計画案策定と移転計画に伴う課題抽出と解消方法
- 3) 住宅・施設（医療・福祉、商業等）等需要調査
- 4) 整備構想、事業区域・継続管理区域の基本計画策定
- 5) 事業計画案の立案

(3) 評価テーマ

本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

- ・エリア団地の将来像の考え方並びに留意すべき点について
- ・団地再生事業に係る事業区域及び継続管理区域の法適合性に関する考え方並びに留意すべき点について

(4) 履行期間 平成30年7月下旬（契約締結日の翌日）から平成31年3月8日まで（予定）

(5) 本業務においては、申請書の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、以下に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。）なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。（様式は機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出期限までに下記5(5)②へ様式1及び2を提出すること。）

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構関西地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務の業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) 平成20年度以降（平成20年4月1日から申請書提出期限まで）に、受注し完了した調査業務で、下記に示す同種又は類似業務の実績が1件以上（受託、下請による業務の実績を含む。）あること。

○ 調査業務：団地再生事業等^{*1}における基本計画検討に係る調査業務

・「同種業務」とは、公的機関等^{*2}の団地再生事業等^{*1}における基本計画検討に係る調査業務

・「類似業務」とは、その他民間等の団地再生事業等^{*1}における基本計画検討に係る調査業務

※1 「団地再生事業等」とは市街地開発事業（都市計画法第12条第一項に掲げる事業）その他市街地の整備改善及び団地の建設・建替えを行う事業をいう。

※2 「公的機関等」とは、国、地方公共団体、独立行政法人（前身の特殊法人を含む。）、地方住宅供給公社又は市街地開発事業の施行者（都市計画法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業の施行者（民間を含む。））をいう。

(4) 次に掲げる基準を満たす予定管理技術者を本件業務に配置できること。

① 下記のいずれかの資格等を有する者であること。

- ・一級建築士の資格を有し、建築士法による登録を行っている者
- ・技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・団地再生事業等の事業者として技術的実務経験を25年以上有する者

※ 「団地再生事業等の事業者」とは、団地再生事業等の事業者としての国、地方公共団体、独立行政法人（前身の特殊法人を含む）又は民間企業の職員・社員のことをいう。

② 平成20年度以降（平成20年4月1日から申請書提出期限まで）に、受注し完了した調査業務で、(3)に示す同種又は類似業務の実績が1件以上（受託、下請、出向又は派遣による業務の実績を含む。）を有する者であること。

③ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日時点において、当該企業と雇用関係があること。なお、社員でないことが判明した場合「虚偽の記載」として取り扱う。

(5) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。

(7) 技術提案書について、入札説明書（7(3)④及び⑤）の欠格事項に該当しないこと。

3 総合評価に係る事項

(1) 総合評価の方法

① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記②の「価格評価点」と下記③により得られた「技術評価点」との合計値（以下「評価値」という。）をもって行う。

② 価格点の評価方法は、以下のとおりとし、価格点は30点とする。

$$\text{価格評価点} = \text{価格点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

③ 技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。

$$\text{技術評価点} = 60 \times \text{技術点} / \text{技術点の満点}$$

また、技術点の算出は、申請書及び資料の内容に応じ、(3)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は60点とする。

(2) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と「企業の経験及び能力」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」及び「評価テーマに関する技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

(3) 技術点を算出するための基準

申請書及び資料の内容について、以下の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

評価項目	評価の着目点	
	判断基準	
申請者（企業）の経験及び能力	専門技術力	<p>業務実績</p> <p>平成20年度以降に受注し完了した同種又は類似業務等を下記の順位で評価する。</p> <p>①同種業務の実績が2件以上ある。</p> <p>②同種業務の実績が1件又は類似業務実績が2件以上ある。</p> <p>③類似業務実績がある。</p> <p>なお、同種又は類似業務の実績が無い場合は欠格とする。 記載する業務は2件とし、1件につき1枚以内に記載する。</p>
	予定管理技術者の経験及び能力	<p>業務実績</p> <p>平成20年度以降に受注し完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>①同種業務の実績が2件以上ある。</p> <p>②同種業務の実績が1件又は類似業務実績が2件以上ある。</p> <p>③類似業務の実績がある。</p> <p>なお、同種又は類似業務の実績が無い場合は欠格とする。 記載する業務は2件とし、1件につき1枚以内に記載する。</p>
実施方針	情報収集力	<p>地域精通度</p> <p>平成20年度以降の当該支社等での業務実績又は業務経験の有無について下記の順位で評価する。</p> <p>①大阪府・兵庫県全てにおける業務実績又は業務経験がある。</p> <p>②大阪府・兵庫県いずれかにおける業務実績又は業務経験がある。</p> <p>③上記に該当しない場合。</p> <p>※業務実績とは、調査業務に係る業務実績をいう。</p> <p>※業務経験とは、団地再生事業等の実務に従事した経験をいう。</p>
	業務理解度	<p>業務の目的、条件、内容の理解度が高く、業務実施上の配慮事項に関して的確に把握されている場合に優位に評価する。</p>
	実施体制	<p>配置技術者の経験、資格、人数、協力体制など業務を遂行するうえで的確な体制が確保されている場合に優位に評価する。</p>

評価テーマに対する技術提案	本業務において	<p>技術提案について、的確性(与条件との整合性がとれているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)及び実現手法を考慮して総合的に評価する。</p> <p>評価テーマ： 1 (3)参照</p>
---------------	---------	---

(4) 積算基準

本業務に係る積算基準については、入札説明書（別添2）による。

4 入札手続等

(1) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間： 平成30年5月28日（月）から平成30年7月24日（火）まで

交付場所： 当機構ホームページからダウンロードすること。

(2) 申請書及び資料の提出期限、場所及び方法

提出期限： 平成30年6月18日（月）午後5時

提出場所： 〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部契約課 電話06-6969-9970

提出方法： 申請書及び資料は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、内容を説明できるものが5(5)①へ持参するものとする。

(3) 開札の日時及び場所

開札日時： 平成30年7月25日（水）

開札場所： 独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部 契約課

※開札時間は、競争参加資格確認通知に併せて通知する。

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、下記5(5)②に郵送すること（持参又は電送によるものは受け付けない。）。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 入札の無効

本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

上記3(2)による。

(4) 平成29・30年度一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 問い合わせ先

① 公募条件について

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
ストック事業推進部事業推進課
電話06-6969-9703

② 入札手続について

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部契約課 電話06-6969-9970

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ 当機構との間の取引高

ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以上

※お車でのご来場は、周辺道路の交通停滞を招く恐れがありますので固くお断り申し上げます。